（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三目　還付金等（第二十六条―第二十八条）」を「第三目　受贈益（第二十五条の二）　第四目　還付金等（第二十六条―第二十八条）」に、「分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益」を「完全支配関係がある法人の間の取引の損益」に、「第六目　繰越欠損金（第八十一条の九・第八十一条の九の二）　第七目　連結法人間取引の損益（第八十一条の十）」を「第六目　繰越欠損金（第八十一条の九・第八十一条の十）」に、「第九十一条」を「第百二十条」に、

「第三章　第一節　清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例　第一款　解散の場合の清算所得に対する法人税（第九十二条―第九十八条）　第二款　税額の計算（第九十九条―第百一条）　第三款　申告、納付及び還付（第百二条―第百十条）　第四款　清算中に公益法人等が内国普通法人等に移行する場合の特例（第百十一条―第百十七条）　第二節　継続等の場合の課税の特例（第百十八条―第百二十条）　第四章　青色申告（第百二十一条―第百二十八条）　第五章　更正及び決定（第百二十九条―第百三十七条）」

を

「第三章　青色申告（第百二十一条―第百二十八条）　第四章　更正及び決定（第百二十九条―第百三十七条）」

に、「第百六十四条」を「第百六十三条」に改める。

第二条第十二号の六及び第十二号の六の二を次のように改める。

十二の六　現物分配法人　現物分配（法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）がその株主等に対し当該法人の次に掲げる事由により金銭以外の資産の交付をすることをいう。次号及び第十二号の十五において同じ。）によりその有する資産の移転を行つた法人をいう。

イ　剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除く。）若しくは利益の配当（分割型分割によるものを除く。）又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。）

ロ　第二十四条第一項第三号から第六号まで（配当等の額とみなす金額）に掲げる事由

十二の六の二　被現物分配法人　現物分配により現物分配法人から資産の移転を受けた法人をいう。

第二条第十二号の七の五中「第四条の二に規定する完全支配関係」を「完全支配関係（第四条の二に規定する政令で定める関係に限る。以下この号において同じ。）」に改め、「当該」を削り、同号を同条第十二号の七の七とし、同条第十二号の七の四の次に次の二号を加える。

十二の七の五　支配関係　一の者が法人の発行済株式若しくは出資（当該法人が有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の総数若しくは総額の百分の五十を超える数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係（以下この号において「当事者間の支配の関係」という。）又は一の者との間に当事者間の支配の関係がある法人相互の関係をいう。

十二の七の六　完全支配関係　一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係（以下この号において「当事者間の完全支配の関係」という。）又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいう。

第二条第十二号の八中「発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）」を「発行済株式等」に改め、「。第十二号の十一において同じ」を削り、同号イ中「が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「による完全支配関係」に改め、同号ロ中「が他方の法人の発行済株式等の総数（出資にあつては、総額。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数（出資にあつては、金額。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）の株式（出資を含む。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）を直接又は間接に保有する関係」を「による支配関係」に改め、同条第十二号の九及び第十二号の十を次のように改める。

十二の九　分割型分割　次に掲げる分割をいう。

イ　分割の日において当該分割に係る分割対価資産（分割により分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式（出資を含む。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）その他の資産をいう。以下第十二号の十一までにおいて同じ。）のすべてが分割法人の株主等に交付される場合の当該分割

ロ　分割対価資産が交付されない分割で、その分割の直前において、分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有している場合又は分割法人が分割承継法人の株式を保有していない場合の当該分割

十二の十　分社型分割　次に掲げる分割をいう。

イ　分割の日において当該分割に係る分割対価資産が分割法人の株主等に交付されない場合の当該分割（分割対価資産が交付されるものに限る。）

ロ　分割対価資産が交付されない分割で、その分割の直前において分割法人が分割承継法人の株式を保有している場合（分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有している場合を除く。）の当該分割

第二条第十二号の十一中「（分割型分割にあつては分割法人の株主等に」を「で分割対価資産として」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「（当該株主等に対する剰余金の配当等として交付される分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。）が交付されず、かつ」を「が交付されないもの（当該株式が交付される分割型分割にあつては」に、「当該株主等の有する」を「分割法人の株主等の有する当該」に改め、「の数」の下に「（出資にあつては、金額）」を加え、「、分社型分割にあつては分割法人に分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産が交付されないものに」を削り、同号イ中「が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「による完全支配関係」に改め、同号ロ中「が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係」を「による支配関係」に改め、同条第十二号の十四イ中「が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「による完全支配関係」に改め、同号ロ中「が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係」を「による支配関係」に改め、同条第十二号の十五を次のように改める。

十二の十五　適格現物分配　内国法人を現物分配法人とする現物分配のうち、その現物分配により資産の移転を受ける者がその現物分配の直前において当該内国法人との間に完全支配関係がある内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）のみであるものをいう。

第二条第十二号の十六イ中「同一の者によつてそれぞれの法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有される関係」を「当該株式交換完全親法人による完全支配関係」に改め、同号ロ中「が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係」を「による支配関係」に改め、同号ロ(1)中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「相当する数の者の全部」を「直前の従業者の全部」に、